

政策法務講座

～法務により行政を運営し、政策立案のために条例を役立てる～

研修の目的とねらい

熟練度・経験度目安

★★★★☆

行政課題解決のための、法令解釈や条例・規則立案能力を身につける。

- 自治体職員に求められる政策法務の必要性、あり方について理解します。
- 関係法令の解釈や運用、条例・規則等の立案能力の向上を図ります。
- 事例演習を通して政策実現の過程を理解し、学びます。

期日	1 日 目	令和 8 年 8 月 6 日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分			
	2 日 目	令和 8 年 8 月 7 日(金) 9時30分～16時30分			
	3 日 目	令和 8 年 8 月 2 0 日(木) 9時30分～16時30分			
	4 日 目	令和 8 年 8 月 2 1 日(金) 9時30分～16時30分			
会場	茨城県自治研修所 7 階 7 0 1 研修室			講師	常磐大学総合政策学部 教授 吉田 勉 氏
対象	一般職員 自治体職員に必要な政策法務の基礎知識を学びたい方				

研修の概要

地方創生を目指す社会において、自治体職員には、法令の解釈や条例・規則等を立案するための能力がますます必要となっています。

当講座では、政策法務の基礎理論を学ぶとともに、実際の事例を用いた検討を行うことで、政策法務能力の更なる向上を図ります。

タイムスケジュール

9:30		9:45	10:00		12:00		13:00			16:30
1日目		開講 オリエンテー ション	自治体法務とは、法の体系・基本原則、法令の形・制定プロセス（講義）							
			休憩							
2日目		法解釈の実践、地方分権改革（講義・演習）								
		休憩								
3日目		自治体の組織・権限と意思決定、自治体・職員の責任（講義・演習）								
		休憩								
4日目		自治体最強の武器「条例」、自治体法務の部品たち、事例研究（講義・演習）							閉 講	
		休憩								

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

受講者の声

- ・自治体職員が知っておくべき法務知識が詰まった研修だと感じました。
- ・講義の内容が面白く非常に勉強になったため。
- ・今後仕事をしていくにあたり貴重な財産になりました。

■茨城県自治研修所 研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階

TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031

E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

HP <http://www.ibaraki-jichiken.jp>

■交通アクセス

・水戸駅南口から徒歩約10分

・車でお越しの際は、水戸赤十字病院そばの研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)をご利用ください。(徒歩約10分)

合同庁舎正面の駐車場は駐車できません。



駐車場地図